

(4) JR北海道等の固定資産に係る特例措置（三島特例）の延長及び拡充

地域住民の交通の確保のため、厳しい経営環境にあるJR北海道、JR四国及びJR九州（以下、「JR北海道等」という。）の固定資産に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、JR北海道等に鉄道施設の貸付を行う法人として「交通エコロジー・モビリティ財団」を追加する。

○固定資産税・都市計画税：課税標準1／2

(5) JR北海道等及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る特例措置（承継特例）の延長

地域住民の交通の確保及び全国的物流ネットワークの維持のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等及びJR貨物が国鉄から承継した固定資産に係る特例措置の適用期限を延長する。

○固定資産税・都市計画税：課税標準1／2

(6) JR北海道等及びJR貨物の本来事業用施設に係る特例措置の延長

地域住民の交通の確保及び全国物流ネットワークの維持のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等及びJR貨物が本来事業の用に供する事務所に係る特例措置の適用期限を延長する。

○事業所税：新增設、資産割、従業者割：3／4（JR貨物は1／2）控除

(7) JR北海道等が所有する土地等に係る特例措置の延長

地域住民の交通の確保のため、厳しい経営環境にあるJR北海道等が所有する土地等に係る特例措置の適用期限を延長する。

○地価税：1／2課税